

【教務規定】（抜粋）

学習成績の評価・単位・修了・卒業認定の規定

【学習成績の評価】

第1条 学習成績の評価は、履修した科目ごとに習得した知識・技能および平常の学習活動状況、出席状況などを総合して判定し、各学期末および学年末にその評点を100点法で表示する。

【考査】

第3条 定期考査を分けて中間考査と期末考査とする。但し、第3学期は期末考査のみとし、特別進学コースの3年生第3学期の定期考査は実施しない。この場合の評価方法は、別に定める。

第4条 定期考査の欠席者は次のとおり取り扱うものとする。

(1) 公認欠席の場合

- ①一方を欠いたときは、該当生徒のもう一方の考査の点をその考査の点とする。
- ②両方を欠いたときは、該当生徒の残りの学期の定期考査平均点をその学期の考査の点とし、その学期の成績を評価しない。そのとき、成績序列は番外とする。
- ③その学期の考査が1回しか行われず、その考査を欠いたときも前②の規定を適用する。
- ④2ヶ学期の評点を出すことができないときは、1ヶ学期の評点とその他を勘案して学年の評点を評価する。そのとき、追考査などを実施することが望ましい。
- ⑤多数の者が公認欠席で考査を欠くと予想されるときは、職員会議の結果により、特に繰り上げて考査を行うことができる。

(2) 公認欠席以外の場合で、診断書などの事由書を1週間以内に提出するなど欠席の事由が正当と認めた者の場合

- ①一方を欠いたときは、該当生徒のもう一方の考査の点の80%を与えて、その考査の点とする。
- ②両方を欠いたときは、該当生徒の残りの学期の定期考査平均点の70%をその学期の考査の点とし、その学期の成績を評価しない。そのとき、成績序列は番外とする。
- ③その学期の考査が1回しか行われず、その考査を欠いたときも前②の規定を適用する。

2 次の場合は、その考査の点は0点とする。

- (1) 欠席の事由が正当でないと認めたとき。
- (2) 事由書の届出がないとき。

3 その他、特別の場合には職員会議によって決めるものとする。

【不正行為懲戒の場合】

第5条 定期考査において不正行為をした者は、その科目の考査の点を0点とする。

【評価の表示】

第6条 学習成績の表示は次による。

- (1) 科目の担当者が成績原票によって学習成績を学級担任に提出するときは、100点法による。
- (2) 成績通信表には100点法で記載し、40点未満の科目については朱記する。
- (3) 生徒指導要録、成績証明書その他公のときの表示は、100点法の評価を5段階法に換算して記載する。

40点未満	1
40点	2
41点以上70点未満	3
70点以上85点未満	4
85点以上	5

【単位修得の認定】

第7条 履修した科目の学習成績の学年評点が40点以上で、所定の提出課題を全て終了しており、欠課時数が授業時数の5分の1以下の者は、その科目の所定の単位を修得したものと認定する。その場合、欠課時数の端数は切り上げるものとする。

【学年修了の認定】

第8条 その学年において履修すべき全ての科目について単位修得が認定された者は、その学年の修了を認定する。但し、国外の中学校等を卒業して留学している生徒の修了認定は別に定める。

但し、次の者は単位認定の如何にかかわらず職員会議において学年修了の可否を決める。

- (1) 欠席日数が、その学年の出席すべき日数の4分の1を超えた者。
- (2) 素行が著しく不良の者。

【不認定科目がある者の取り扱い】

第9条 第1、2学期の評点が40点未満の者については、学校が定める期日に各学期1回限りの追考査をした上で、その学期の評点を40点に修正することができる。

2 学年の評点が40点未満の者については、学校が定める期日に追考査をした上で、

当該学年で習得すべき最低限度の学習内容を習得したと認定できる場合は、その学年の評点を40点に修正することができる。

なお、科目の担当者は追考査の不合格者及び追考査を受験できなかった者に対し、その事情に応じて課題等による救済手段をとる機会をもつことができる。

- 3 学年末に出席時数が不足して不認定になった場合には、職員会議の結果により1授業時数45分でこれを補い、単位修得を追認定することができる。但し、1単位教科の欠課時数がその科目の授業時数の3分の1を超えたとき、また、2単位以上の科目の欠課時数がその科目の授業時数の4分の1を超えたときは補充せず、不認定とする。そのとき、端数は切り捨てるものとする。

【認定不能者の取り扱い】

第10条 学年修了が認められなかった者は原級に留める。なお、その者が引き続き在学するときは、その学年において認定された単位は無効とする。

【卒業の認定】

第11条 最終学年において卒業認定については、第8条の規定を準用する。但し、国外の中学校等を卒業して留学している生徒の卒業認定は別に定める。

【転入者の取り扱い】

第12条 年度の始め、あるいは学期の始めなどに転入学を許可された者は、転入後について本規定を適用し、転入前の学業実績は考慮しないものとする。

【復学者の取り扱い】

第13条 休学中の授業日数・授業時数は欠席扱いとする。

【細則および特例】

第14条 本規定に記載されていない実施上の細則は別に定める。

- 2 本規定の適用には、職員会議において協議の上で特例を認める。

【細 則】

第4条 次の各号に該当するものは、公認欠席とする。

- (1) 学校長が必要と認めて命じたとき。
 - (2) 指導教員の申請によって学校長が認めたとき。
 - (3) 生徒ならびに保護者の願い出によって学校長が認めたとき。
 - (4) その他必要と学校長が認めたとき。
- 2 公認欠席を認める規準は次の各号とする。

- (1) 高体連・高野連・高文連などが主催する大会に学校を代表して参加するとき。
- (2) 県を代表して大会または会合に参加するとき。
- (3) 県ならびに県の高校などが主催する大会または会合に学校を代表して参加するとき。
- (4) 上級学校などの入学試験を受けるとき。原則として試験当日、前日および往復に要する日数を公認する。
- (5) 入社試験を受けるとき。原則として試験当日、前日および往復に要する日数を公認する。
- (6) 自動車運転免許試験を受けるとき。原則として3年生の2学期以降に限って、生徒指導部が認めた日数を公認する。
- (7) 就職、進学の手続きに要する健康診断書、証明書などを取得するために欠席、または欠課するとき。原則として進路指導部が認めた日数または所要時間を公認する。
- (8) 精密検査など法令の定める診察のため欠席または欠課するとき。原則として総務部が認めた日数、所要時間を公認する。
- (9) 体育、生徒会活動、部活動、清掃、登下校のときなど日本スポーツ振興センターの規定にのっとった事故によって欠席または欠課するとき。原則として状況を調査した上で、医師ならびに総務部が必要と認めた日数または所要時間を公認する。
- (10) 生徒指導または進学、就職上の緊急要件により欠課したときは、関係職員より連絡のあるものに限り公認とする。但し、懲戒対象者あるいは本人の不注意によるときは公認しない。
- (11) 父母、兄弟の結婚のときは1日を公認欠席として認める。但し、往復の所要日数については細則第4条1項4号により決定する。
- (12) 親族の危篤で、学校長が認めた場合は公認とする。
- (13) その他特別の場合は、原則として職員会議で協議の上、決定する。

第5条 忌引日数は次のとおりとする（授業日数における土・日は含まない）。但し、往復の所要日数については細則第4条1項4号により決定する。なお、授業は公認欠課の扱いとする。

父母の死亡	5日以内
曾祖父母、祖父母の死亡	3日以内
兄弟姉妹の死亡	3日以内
伯（叔）父、伯（叔）母の死亡	1日
父母、兄弟姉妹、祖父母の法要	1日

第6条 規定第3条1項の評価は、第1、第2学期の定期考査平均点を第3学期の考査点

とし、平常点と出席点を加算して算出する。

第7条 規定第4条1項2号の事由書の認定は、学級担任の副申により学校長が行う。

第10条 規定第8条・第11条の国外の中学校等を卒業して留学している生徒の修了認定と卒業認定は、次による。

(1) 次の①及び②を満たした場合、その学年の修了が認められるものとする。

①必履修教科・科目及び総合的な探究の時間の履修が認定されている。

②1・2年生の各学年末におけるLHRを除く修得単位数の計が、1年次10単位以上、2年次42単位以上である。

(2) 次の①及び②を満たした場合、卒業が認められるものとする。

①必履修教科・科目及び総合的な探究の時間の履修が認定されている。

②3年次末におけるLHRを除く修得単位数の計が74単位以上である。

以 上